○経済産業省告示第五十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百五十九号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定める。 なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。 別表 一　（略） 二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イ及び第四号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等 三　（略）	貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第一項第四号イの規定に基づき、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。 なお、平成十二年通商産業省告示第七百四十八号（経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件）は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。 別表 一　（略） 二　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等 三　（略）

○経済産業省告示第五十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、平成十三年経済産業省告示第七百六十号（輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等）の一部を次の表のように改正し、令和七年十月九日から施行する。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。 経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号並びに輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 一　（略）	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）第二号及び第三号の規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等は次のとおりとする。 一　（略）